

北海道告示第 10781 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 2 月 7 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 10 月 7 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

長沼町複合商業施設
夕張郡長沼町あかぬ 1 丁目 59 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地
株式会社ホームマックニコット 代表取締役 氏家 智
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
(変更前)

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地
株式会社ホームマックニコット 代表取締役 熊谷 純
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

(変更後)

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地
株式会社ホームマックニコット 代表取締役 氏家 智
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 | |
|----------------|-----------------|-------------------------------|---|
| 北雄ラッキー株式会社 | 代表取締役 川端 敏 | 札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番 35 号 | |
| 有限会社花禅 | 代表取締役 杉山 眞知子 | 江別市文京台 41 番 11 号 | |
| クリーンライフ株式会社 | 代表取締役 大関 範之 | 夕張郡長沼町銀座南 1 丁目 1 番 8 号 | ④ |
| 株式会社 ツルハ | 代表取締役 鶴羽 樹 | 札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号 | |
| 株式会社ホームマックニコット | 代表取締役 熊谷 純 | 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号 | |

(変更後)

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 | |
|----------------|-----------------|----------------------|--------|
| 北雄ラッキー株式会社 | 代表取締役 桐生 宇優 | 札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号 | ① ② |
| 有限会社花禅 | 代表取締役 杉山 眞知子 | 江別市野幌末広町6番地1 | ③ |
| 株式会社ワッツ東日本販売 | 代表取締役 勝田 信弘 | 東京都北区赤羽2丁目51番3号 | ⑤ |
| 株式会社 ツルハ | 代表取締役 鶴羽 順 | 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | ⑥ |
| 株式会社ホームマックニコット | 代表取締役 氏家 智 | 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号 | ⑦ |

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 平成28年5月9日
- 上記(3)イ① 平成27年3月1日(代表者)
- 上記(3)イ② 平成25年6月17日(住所)
- 上記(3)イ③ 平成21年10月28日
- 上記(3)イ④ 平成22年3月31日
- 上記(3)イ⑤ 平成26年5月20日
- 上記(3)イ⑥ 平成26年8月7日
- 上記(3)イ⑦ 平成28年5月9日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア 代表者変更のため
- 上記(3)イ① 代表者変更のため
- 上記(3)イ② 本社を移転したため
- 上記(3)イ③ 住所を変更したため
- 上記(3)イ④ 退店のため
- 上記(3)イ⑤ 新規出店のため
- 上記(3)イ⑥ 代表者変更のため
- 上記(3)イ⑦ 代表者変更のため

2 届出年月日

平成28年9月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年10月7日(金)から平成29年2月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで